

青森市斎場整備運営等事業 要求水準書 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
1	6	第1	4	1)		法令等	1) 法令等（法律にあつては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあつては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。） (略) ・ <u>個人情報保護法</u> (略)	1) 法令等（法律にあつては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあつては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。） (略) ・青森市個人情報保護条例 (略)
2	8	第1	5	3)		燃料費・光熱水費の負担について	3) 燃料費・光熱水費の負担について ア 本事業の維持管理・運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）については、 <u>青森市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。</u> なお、 <u>事業者が供給者と契約することし、供給者との契約にあたっては事前に青森市と協議すること。</u>	3) 燃料費・光熱水費の負担について ア 本事業の維持管理・運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は青森市が負担する。それ以外の燃料費及び光熱水費は事業者の負担とする。支払方法については、事業者が供給者と契約し、青森市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。なお、供給者との契約にあたっては事前に青森市と協議すること。
3	36	第2	6	2)		燃料供給設備	f) 燃料供給設備 ・本事業の維持管理業務及び運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は青森市が <u>実費相当額を精算することから</u> 、各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。	f) 燃料供給設備 ・本事業の維持管理業務及び運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は青森市が負担することから、各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。
4	48	第3	1	3)	ウ	実施体制	3) 実施体制 ア 設計業務、建設業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された積雪地域もしくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地帯での業務実績を有する者であること。 イ 設計業務管理技術者、照査技術者を、施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。 ウ 設計業務管理技術者、照査技術者については、参加者（受注者）の <u>構成企業と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</u> エ 設計業務管理技術者、照査技術者は、一級建築士資格を有すること。 オ 事業者は、設計業務に関する業務実施体制表を作成し、青森市へ提出して承認を受けること。 カ 業務の期間中に、設計業務管理技術者、照査技術者について発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。 キ 設計業務管理技術者、照査技術者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。 ク 各担当者に変更が生じた場合は、青森市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。 ケ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。	3) 実施体制 ア 設計業務、建設業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された積雪地域もしくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地帯での業務実績を有する者であること。 イ 設計業務管理技術者、照査技術者を、施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。 ウ 設計業務管理技術者、照査技術者については、参加者（受注者）の構成員と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 エ 設計業務管理技術者、照査技術者は、一級建築士資格を有すること。 オ 事業者は、設計業務に関する業務実施体制表を作成し、青森市へ提出して承認を受けること。 カ 業務の期間中に、設計業務管理技術者、照査技術者について発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。 キ 設計業務管理技術者、照査技術者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。 ク 各担当者に変更が生じた場合は、青森市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。 ケ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。
5	77	第7	1	10)		保険	10) 保険 維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により、 <u>第三者損害賠償保険に加入すること。</u> 詳細は事業契約書を参照すること。	10) 保険 維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
6	87	第8	1	4)	②	運營業務責任者及び業務従事者	<p>②運營業務責任者及び業務従事者</p> <p>事業者は、運營業務全般の指示及び管理を行う「運營業務責任者」のほか、運營業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。</p> <p>ア 「運營業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。</p> <p>イ 事業者は、業務の一部を構成企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ青森市の承諾を受けること。</p> <p>ウ 業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて代替従事者の確保や連絡網の整備に努めること。</p> <p>エ 消防法第8条第1項による防火管理者を定めること。また、防火管理者は消防用設備等を定期的に維持管理するとともに、消防計画書を作成し、火災等の緊急時に備え定期的に消防訓練等を実施すること。</p> <p>オ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。</p> <p>カ 各責任者及び業務従事者は、火葬場業務に相応しい制服を着用し、名札をつけること。</p>	<p>②運營業務責任者及び業務従事者</p> <p>事業者は、運營業務全般の指示及び管理を行う「運營業務責任者」のほか、運營業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。</p> <p>ア 「運營業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。</p> <p>イ 事業者は、業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ青森市の承諾を受けること。</p> <p>ウ 業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて代替従事者の確保や連絡網の整備に努めること。</p> <p>エ 消防法第8条第1項による防火管理者を定めること。また、防火管理者は消防用設備等を定期的に維持管理するとともに、消防計画書を作成し、火災等の緊急時に備え定期的に消防訓練等を実施すること。</p> <p>オ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。</p> <p>カ 各責任者及び業務従事者は、火葬場業務に相応しい制服を着用し、名札をつけること。</p>
7	88	第8	1	8)		保険	<p>8) 保険</p> <p>事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、<u>第三者損害賠償保険に加入すること</u>。詳細は事業契約書を参照すること。</p>	<p>8) 保険</p> <p>事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。</p>